

おくやみ ハンドブック

京田辺市

この度は心よりお悔やみ申し上げます。こちらは、お亡くなりになったことに伴い、今後必要となる主な手続きについてのご案内です。市役所での手続きのほか、市役所以外で必要となる手続きについても掲載しております。必要なものを確認のうえ、担当窓口へお越しください。不明点等がございましたら、事前にお問い合わせください。

2026年版



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年12月発行

発行：京田辺市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。

初回相談 無料

代表税理士が全て対応

自分で
申告したい人も
相談可

南
賢一
南税理士事務所



必要書類の準備など、
慣れない作業も
しっかりサポートいたします。

「えっ、私も相続税の申告・納税、その他
こんなにもしなければいけないことがあるの？」
平成27年度の税制改正で、相続税の申告が
必要になった人が倍以上になったと言われています。
大切な方をなくされたご遺族の皆様には、
思わず驚いてしまうほどたくさんの方々が期限付きで待っています。
時間の制約がある中で、「何からはじめたらよいかわからない」という皆様、
「そもそも申告と納税が必要か調べる」ところからはじめませんか？

相続の「はじめかた」を お教えいたします。

当事務所の特徴

税務調査が来ても怖くない 相続税申告

相続税の申告が終わっても、税務署から「申告漏れの可能性あり」と判断された場合には税務調査が発生します。ひとたび税務調査が発生すると、追徴課税の割合はおおよそ84.2%、追徴額は平均で約859万円。(※)でも大丈夫です。税務調査の立会い経験が豊富な当事務所が、正しい相続税申告を教えます。

※令和6年12月 国税庁、令和5事務年度における相続税の調査等の状況より

農家の相続に強い

農地は相続でも注意すべき特殊な不動産です。ご相談は、これまで数多くの農家の相続を手がけてきた当事務所におまかせください。農地ならではの「相続税の納税猶予」をはじめ、農家の相続にまつわることもなんでもご相談ください。

弁護士、司法書士は業務提携しており、難しい、規模の大きな案件も
国内最大手の税理士法人と提携していますので幅広くワンストップで対応できます。

ご相談はお電話に限らず、事務所での打ち合わせから訪問まで、
あなたのご希望に合わせて行います。

お問い合わせはこちらから

南税理士事務所

<https://www.minami-tax-office.com/>

TEL0774-39-7392

住所 〒610-0313 京都府京田辺市三山木垣ノ内58-3進耀ビル201

認定:経営革新等支援機関、日本生命代理店 併設会社:合同会社チャンス

営業時間 9:00~17:00
定休日 土・日曜日、祝日



市役所での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。※住民登録地が京田辺市でない場合は、住民登録地の市区町村にお問い合わせください。

区分	手続きが必要な場合	主な手続き	該 当	済	担当課	参照 ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更届		☐	市民年金課	3
	印鑑登録をしている	●印鑑登録証(カード)の返還		☐	市民年金課	3
年金	国民年金のみに加入している	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐	市民年金課	3・4
	次のいずれかのみを受給している ・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金	●未支給年金の請求		☐	市民年金課	4
健康保険	国民健康保険に加入している	●資格確認書の返納 ●葬祭費の支給申請 ●送付先届・相続人代表者指定届の申請 ●今後の納税に関する手続き ●高額療養費の申請		☐	国保医療課	5
	後期高齢者医療制度に加入している	●資格確認書の返納 ●葬祭費の支給申請 ●相続人代表者指定の届出		☐	国保医療課	5
福祉医療	福祉医療制度(老人・障がい・ひとり親)に加入している	●資格喪失届 ●各種証の返納 ●未申請の福祉医療費の支給申請 ●振込口座の変更(故人の口座に振込手続き中の福祉医療費がある場合のみ)		☐	国保医療課	6
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	●介護保険料の精算 ●介護保険被保険者証等の返還 ●振込口座の変更 ●介護保険認定申請取下書の届出		☐	介護保険課	6
	高額介護サービス費等の支給を受けている	●振込口座の変更		☐	介護保険課	6
高齢者支援	次のいずれかを利用している 緊急通報装置・SOSネットワーク事前登録サービス	●緊急通報装置の撤去・返却 ●SOSネットワーク事前登録の取消し		☐	高齢者支援課	7
税金	市税(市府民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を課税されている	●相続人代表者の指定		☐	税務課	7
	未登記家屋を所有している	●未登記家屋の取得変更届		☐	税務課	7
	市税を故人の口座から引落ししている	●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更等)		☐	税務課	8
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●廃車手続き・名義変更		☐	税務課	8
障がい	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳返還届		☐	障がい福祉課	8
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当・障害児福祉手当	●特別障害者手当死亡届または障害児福祉手当死亡届 ●(未払分がある方)未支払手当請求書		☐	障がい福祉課	9
	自立支援医療受給者証を持っている	●受給者証の返納		☐	障がい福祉課	9
こども	児童手当の支給対象児童または受給者である	支給対象の児童 ●受給事由消滅届または額改定届 受給者 ●未支払請求書 ●認定請求書		☐	子育て支援課	9
	児童扶養手当、特別児童福祉手当の 支給対象児童または受給者である	支給対象の児童 ●資格喪失届または額改定届 受給者 ●未支払児童扶養手当請求書兼児童扶養手当受給者死亡届 ●特別児童福祉手当未支給額請求書		☐	子育て支援課	10
	子育て支援医療費助成の対象児 または対象児の健康保険資格確認書等の 被保険者である	対象児 ●子育て支援医療費受給者証の返還 対象児の健康保険資格確認書等の被保険者 ●子育て支援医療費受給者証の変更手続き		☐	子育て支援課	10
	特別児童扶養手当、心身障害児特別手当、 特定心身障害等児童特別手当の支給対象児童 または受給者である	支給対象の児童 ●資格喪失届または減額改定届 ●受給資格消滅届または変更届 受給者 ●未支払特別児童扶養手当請求書兼 特別児童扶養手当受給者死亡届 ●未支給額請求書		☐	子育て支援課	11
	小中学校に通うこどもがいる	●保護者及び児童・生徒変更の手続き ●就学援助申請		☐	学校教育課	11
上下水道	上下水道使用者が変更になる	●水道使用者変更届または水道使用中止届 ●今後の水道料金の支払いに関する手続き		☐	経営管理室	11
市営住宅	市営住宅に入居している	●市営住宅明渡しの手続き ●市営住宅入居継承承認申請 ●市営住宅同居者異動届		☐	開発指導課	12
墓地	市営大住霊園の使用者である	●墓地の承継の申請		☐	環境課	12
動物飼養	犬を飼っている	●所有者の変更届		☐	環境課	12
森林	森林を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出		☐	農政課	13
農地	農地の権利(所有権、賃貸借権等)を有している	●農地法第3条の3の規定による届出		☐	農業委員会事務局	13
火葬料補助金	火葬料の補助を受ける	●火葬料の補助金申請		☐	環境課	13

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	相続関係	遺言書の検認・開封 相続放棄の手続き		☐	京都家庭裁判所 京都市左京区下鴨宮河町1 TEL:075-722-7211
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル TEL:0120-151515 有料ダイヤル TEL:050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	京都府警察本部運転免許試験場 京都市伏見区羽束師古川町647 TEL:075-631-5181 田辺警察署 京田辺市興戸小モ詰1 TEL:0774-63-0110
	パスポート	返納		☐	京都府山城広域振興局 宇治市宇治若森7-6 TEL:0774-24-5362 京都府旅券事務所(京都駅ビル8階) TEL:075-352-6655
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	京都地方法務局宇治支局 宇治市宇治琵琶33-2 TEL:0774-24-4121 または0774-24-4122(自動音声案内「2」を選択)
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	宇治税務署 宇治市大久保町井ノ尻60-3 TEL:0774-44-4141(自動音声でご案内します)
	国債	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	軽自動車(三輪・四輪)	名義変更・廃車		☐	軽自動車検査協会京都事務所 京都市伏見区竹田向代町51-12 TEL:050-3816-1844
	125ccを超えるバイク	名義変更・廃車		☐	近畿運輸局京都運輸支局 京都市伏見区竹田向代町37 TEL:050-5540-2061
	普通自動車	名義変更・廃車		☐	近畿運輸局京都運輸支局 京都市伏見区竹田向代町37 TEL:050-5540-2061
		税金に関する手続き		☐	自動車税管理事務所 京都市伏見区竹田向代町49-4 TEL:075-672-6155
	国民年金 厚生年金	遺族年金請求・未支給年金請求等		☐	京都南年金事務所 京都市伏見区竹田七瀬川町8-1 TEL:075-644-1165(自動音声案内「1」を選択)
	共済年金	各共済組合へ直接お問い合わせください。		☐	各共済組合
	幼稚園・保育所・こども園	各施設へ直接お問い合わせください。		☐	各施設

ご遺族メモ

世帯主である

故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人の他に15歳以上の世帯員が2人以上いるときは世帯主変更の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●世帯主の変更届

☐届出人の本人確認書類

※届出人が故人と別世帯の場合は
委任状が必要になります。

受付窓口

●市民年金課(2階①番窓口)
TEL 0774-64-1330

期限

▶亡くなった日から14日以内

印鑑登録をしている

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証(カード)を返納してください。

手続き・持ち物

●印鑑登録証(カード)の返還

☐故人の印鑑登録証(カード)

受付窓口

●市民年金課(2階①番窓口)
TEL 0774-64-1330

期限

▶速やかに

国民年金のみに加入している

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される可能性があります。

※必ずしも請求できるとは限りません。

手続き・持ち物

【故人について】-----

●遺族基礎年金の請求

- ・国民年金の被保険者
- ・国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者
- ・老齢基礎年金の受給権者(25年以上の受給資格期間の者に限る)
- ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者(25年以上の受給資格期間の者に限る)

●寡婦年金の請求

- ・10年以上の保険料納付済期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

●死亡一時金の請求

- ・3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合

国民年金のみに加入している

手続き・持ち物

【ご遺族について】

●遺族基礎年金の請求

・故人の子のある配偶者

※子とは、年度末時点で18歳までの子(障害等級1級または2級の障害の状態にある場合は20歳未満の子)

・故人の子

●寡婦年金の請求 ・故人と10年以上婚姻関係にある妻(事実上の婚姻関係を含む)

●死亡一時金の請求 ①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹

(支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません)

☐届出人の本人確認書類 ☐故人の年金手帳等

※届出人が請求人と別世帯の場合は委任状が必要になります。請求の手続きに必要な持ち物については別途案内となります。

受付窓口

●市民年金課(2階①番窓口)

TEL 0774-64-1333

※市役所で受付できない場合もあります。

※第2号(厚生年金)被保険者・第3号被保険者の加入記録のある方の請求につきましては、京都南年金事務所(TEL 075-644-1165)へお問い合わせください。

期限

▶速やかに

※原則亡くなった日から5年
(死亡一時金については2年)
を過ぎると請求できなくなります。

次のいずれかのみを受給している

・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金

故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求ができる場合があります。

※必ずしも請求できるとは限りません。

手続き・持ち物

●未支給年金の請求

・年金受給者である故人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

☐届出人の本人確認書類 ☐故人の年金手帳等

※届出人が請求人と別世帯の場合は委任状が必要になります。請求の手続きに必要な持ち物については別途案内となります。

受付窓口

●市民年金課(2階①番窓口)

TEL 0774-64-1333

※市役所で受付できない場合もあります。

※第2号(厚生年金)被保険者・第3号被保険者の加入記録のある方の請求につきましては、京都南年金事務所(TEL 075-644-1165)へお問い合わせください。

期限

▶速やかに

※原則亡くなった日から5年を
過ぎると請求できなくなります。

国民健康保険に加入している

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

※下記以外に別途手続きが必要な場合がありますので、詳細は担当課にお問い合わせください。

手続き・持ち物

- 資格確認書等の返納 ● 葬祭費の支給申請
- (故人が世帯主の場合)送付先届・相続人代表者指定届の申請
- 今後の納税に関する手続き
- 高額療養費の申請

※月あたりの自己負担限度額を超えて医療費を支払った方のみ対象。
詳しくは事前にお問い合わせください。

- ☐ 故人(故人が世帯主の場合は被保険者の世帯員分も)の各種証
- ☐ 葬祭の領収書、葬祭執行人の通帳
※葬祭執行人以外の口座に振り込む場合は別途お問い合わせください。
- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 保険税を故人の口座から引落していた場合で新たに口座登録を希望する方は、希望口座のキャッシュカード(京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、JA、ゆうちょ銀行に限る)

受付窓口

- 国保医療課(2階②番窓口)
TEL 0774-64-1332

期限

▶速やかに

(葬祭費の申請は葬祭を行った日の翌日から2年以内、高額療養費の申請は診療年月の翌月1日から2年以内)

後期高齢者医療制度に加入している

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 資格確認書等の返納 ● 葬祭費の支給申請
- 相続人代表者指定の届出
- ☐ 故人の後期高齢者医療資格確認書等
- ☐ 葬祭の領収書または会葬礼状
- ☐ 葬祭執行者(喪主)の通帳
- ☐ 相続人代表者と故人との関係がわかる戸籍等の写し
- ☐ 相続人代表者の通帳

受付窓口

- 国保医療課(2階②番窓口)
TEL 0774-64-1374

期限

▶速やかに

(葬祭費の申請は、葬祭を行った日の翌日から2年以内)



この度はお悔やみ申し上げます



街の身近な法律家が ご家族の未来 を守ります

相続問題 / 生前対策



こんな 相続の手続きお任せください

この他にも、相続の手続きを丸ごと任せたいなど、ご希望に応じ対応いたします。

遺産分割

遺言書なく親族が 亡くなった場合

遺産は一度相続人全員の共有財産となるため何をどのように分配するのかを決めかねる場合お力になります。



遺留分侵害額請求

遺産を正當にももらえない 遺言書が遺されていた場合

直系卑属や直系尊属は、遺言書の内容に関わらず、最低限度の遺産取得割合である「遺留分」の受け取りが可能です。この主張は手続きが複雑かつ親族間のトラブルになる可能性も高いため専門家への相談をお勧めします。

相続放棄

遺産の相続を したくない場合

相続放棄をされたい場合は相続を知った日から3か月以内に手続きを行う必要がありますので、お早めにご連絡ください。



生前対策

にも対応いたします

遺言書作成

生前の財産管理

成年後見

他にも ●生前贈与 ●不動産の譲渡

お気軽にお問い合わせください

対応可能

電話相談

メール相談

ZOOM相談

出張相談

英語でのご相談

関西新生法律事務所

〒610-0354 京田辺市山手南1丁目3-4 大東松井山手ビル301号室

アクセス▶ JR学研都市線 松井山手駅から徒歩3分

相談専用
ダイヤル

050-5443-0437

営業時間 平日9:00~18:00

定休日 土曜・日曜・祝日【土日祝 メール・FAX 対応可】

E-Mail info@kansaishinsei.com

代表番号 050-5443-6046

FAX 050-3198-0864



福祉医療制度(老人・障がい・ひとり親)に加入している

故人が福祉医療制度に加入していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 資格喪失届 ●各種証の返納
- 未申請の福祉医療費の支給申請
- 振込口座の変更
(故人の口座に振込手続き中の福祉医療費がある場合のみ)
- ☐故人の福祉医療各種証 ☐届出人の本人確認書類
- ☐福祉医療費支給対象の領収書 ☐相続人の通帳

受付窓口

- 国保医療課(2階②番窓口)
TEL 0774-64-1374

期限

- ▶速やかに

65歳以上または介護認定を受けている

故人が65歳以上または介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 介護保険料の精算 ●介護保険被保険者証等の返還
- 振込口座の変更 ●介護保険認定申請取下書の届出
- ☐本人確認書類 ☐変更先の口座が確認できるもの

受付窓口

- 介護保険課(2階⑥番窓口)
TEL 0774-64-1373

期限

- ▶速やかに

高額介護サービス費等の支給を受けている

故人が高額介護サービス等の支給を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 振込口座の変更
- ☐本人確認書類
- ☐変更先の口座が確認できるもの

受付窓口

- 介護保険課(2階⑥番窓口)
TEL 0774-64-1373

期限

- ▶速やかに



永代供養付 樹木葬専門霊園

ハビネスパーク



千年オリーブの森®

(京阪奈墓地公園内)

無料送迎バスあり

- ・JR長尾駅
- ・京阪枚方市駅
- ・近鉄学研北生駒駅

京田辺市役所から
車で10分



5つの安心

1 人数制限なし 何人でも納骨可能	2 期限なしの永代供養付 合祀・期限なし 大切な人と永遠に眠れる お骨の移動なし 年3回の合同供養付	3 金額 護持会費不要 明確な料金体系	4 場所 大阪・奈良・京都から便利 くろんど池から5分 ひらかた動物霊園沿い2分	5 バリアフリー 車いすでもお墓の前で お参りができる 介護ベッド・オストメイト 対応トイレ設置
--	---	--	---	---

樹木葬価格

墓石(花筒付)

66万円

永代使用料・永代供養料

3.5万円

合計金額

69.5万円
(税込)

ご相談ください

- ・息子や娘はいるが、継承できない
- ・子供に負担を掛けたくない
- ・親族・姉妹・兄弟・事実婚等、大切な人と眠りたい
- ・墓じまい、お墓の解体、全国手続き
- ・独り身(死後の手続き)
- ・法要、寺の手配、納骨の時期
- ・お参りに行けない方

大阪府枚方市穂谷(大字)4566

営業時間 9:00~17:00 定休日:水曜日

※お彼岸・お盆・GW・年末年始・祝日休まず営業いたします

※宗旨宗派不問

●指定石材店/株式会社 西鶴 ●事業主体/宗教法人久宝寺

●許可番号/大阪府指令環衛第37-5号

●広告主/株式会社 西鶴(本社) 576-0061 大阪府交野市東倉治2-1521 072-810-0088

資料請求・お問い合わせはこちら



0120-41-8874

次のいずれかを利用している:緊急通報装置・SOSネットワーク事前登録サービス

緊急通報装置については、装置を取り外して高齢者支援課へお持ちいただくか、取り外しが難しい場合はご相談ください。SOSネットワークに事前登録されていた場合、最寄りの地域包括支援センターにお申し出ください。
(電話連絡可)

手続き・持ち物

- 緊急通報装置の撤去・返却
- 緊急通報装置(取り外せる場合)
- SOSネットワーク事前登録の取消し

期限

- ▶ 速やかに

受付窓口

- 高齢者支援課(2階⑦番窓口)
TEL 0774-63-1307
- 地域包括支援センターあんあん市役所
TEL 0774-63-1268
- 地域包括支援センターあんあん常磐苑
TEL 0774-68-1310
- 地域包括支援センターあんあん宝生苑
TEL 0774-68-0705

市税(市府民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を課税されている

故人が市税(市府民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)を課税されていた場合、相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

- 相続人代表者の指定

期限

- ▶ 速やかに

受付窓口

- 税務課(2階⑬番窓口)
市府民税
TEL 0774-64-1317(市民税係)
固定資産税・都市計画税
TEL 0774-64-1316(資産税係)
軽自動車税
TEL 0774-64-1318(収納係)

未登記家屋を所有している

故人が未登記家屋を所有していた場合、未登記家屋の名義変更をしてください。

手続き・持ち物

- 未登記家屋の取得変更届
- 【添付書類】相続人や相続
内容がわかる書類
(遺産分割協議書、遺言書等)

受付窓口

- 税務課資産税係
(2階⑬番窓口)
TEL 0774-64-1316

期限

- ▶ 亡くなった年の12月末まで

市税を故人の口座から引落ししている

市税を故人の口座から引き落とししていた場合、納付書による納税に変更となります。
他の口座からの引き落としを希望される場合は、口座振替の変更手続きが必要です。
※詳細につきましては、お問い合わせください。

手続き・持ち物

- 今後の納税に関する
手続き・納付について
(口座振替の変更等)

受付窓口

- 税務課収納係
(2階⑬番窓口)
TEL 0774-64-1318

期限

- ▶ 速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

故人名義の原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車がある場合、相続人が廃車の手続きまたは名義変更をしてください。

手続き・持ち物

- 廃車手続き・名義変更
 - ☐ 相続人代表者の本人確認書類
 - ☐ 廃車手続きの場合は標識(ナンバープレート)
- その他委任状等が必要な場合があります。
詳しくは税務課収納係へお問い合わせください。

受付窓口

- 税務課収納係(2階⑬番窓口)
TEL 0774-64-1318

期限

- ▶ 速やかに

次のいずれかを所有している： 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

故人がいずれかの手帳を所有していた場合、手帳を返納してください。

手続き・持ち物

- 各種障害者手帳返還届
- ☐ 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳

受付窓口

- 障がい福祉課(2階④番窓口)
TEL 0774-64-1372

期限

- ▶ 速やかに

次のいずれかを受給している：特別障害者手当・障害児福祉手当

故人がいずれかの手当を受給していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 特別障害者手当死亡届または障害児福祉手当死亡届
- (未払分がある方) 未支払手当請求書
- ☐ (未払分がある方) 請求される方の振込先口座がわかるもの

受付窓口

- 障がい福祉課(2階④番窓口)
- TEL 0774-64-1372

期限

▶ 速やかに

自立支援医療受給者証を持っている

故人が自立支援医療受給者証を持っていた場合、受給者証を返納してください。

手続き・持ち物

- 受給者証の返納
- ☐ 自立支援医療受給者証

受付窓口

- 障がい福祉課(2階④番窓口)
- TEL 0774-64-1372

期限

▶ 速やかに

児童手当の支給対象児童または受給者である

故人が受給者の場合は、配偶者など受給者に代わり児童を養育する方で新たに申請していただきます。
(配偶者の方などが公務員の場合は勤務先での申請になります)

手続き・持ち物

- 【支給対象の児童】 ● 受給事由消滅届または額改定届
- 【受給者】 ● 未支払請求書 ● 認定請求書

【故人が受給者の場合】

- ☐ 支給対象児童名義の振込先口座がわかるもの
 - 配偶者の方などの
 - ☐ 振込先口座がわかるもの ☐ 健康保険資格確認書等
 - ☐ マイナンバーがわかるもの ☐ 本人確認書類
- など ご家庭の状況により必要なものが異なります。

受付窓口

- 子育て支援課(1階)
- TEL 0774-64-1376

期限

▶ 亡くなった日の翌日から
15日以内

児童扶養手当、特別児童福祉手当の支給対象児童または受給者である

故人が受給者の場合は、養育者となる方にひとり親の制度についてご説明いたします。

手続き・持ち物

【支給対象の児童】●資格喪失届または額改定届

【受給者】

●未支払児童扶養手当請求書兼児童扶養手当受給者死亡届

●特別児童福祉手当未支給額請求書

【支給対象児童・受給者共通】

☐児童扶養手当証書

【故人が受給者の場合】

☐支給対象児童が2人以上いる場合は、年長者の振込先口座がわかるもの。但し、未支払の請求者が幼少等の場合には、受給者に代わり児童を養育する方の振込先口座がわかるもの（児童扶養手当）

☐受給者に代わり児童を養育する方の振込先口座がわかるもの（特別児童福祉手当）

受付窓口

●子育て支援課（1階）

TEL 0774-64-1376

期限

▶速やかに

子育て支援医療費助成の対象児 または対象児の健康保険資格確認書等の被保険者である

子育て支援医療費助成の対象児または対象児の健康保険資格確認書等の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

【対象児】

●子育て支援医療費
受給者証の返還

【対象児の健康保険資格確認
書等の被保険者】

●子育て支援医療費受給者
証の変更手続き

☐子育て支援医療費受給者証

☐対象児の健康保険資格確認
書等

受付窓口

●子育て支援課（1階）

TEL 0774-64-1376

期限

▶対象児の子育て支援
医療費受給者証の返還
速やかに

▶対象児の健康保険資格確
認書等の被保険者
子育て支援医療費受給者
証の変更手続きは、新しい
健康保険資格確認書等が
できてから速やかに

特別児童扶養手当、心身障害児童特別手当、 特定心身障害等児童特別手当の支給対象児童または受給者である

故人が受給者の場合は、配偶者など受給者に代わり児童を養育する方で新たに申請していただきます。

手続き・持ち物

【支給対象の児童】

- 資格喪失届または減額改定届(特別児童扶養手当)
- 受給資格消滅届または変更届((特定)心身障害(等)児童特別手当)

【受給者】

- 未支払特別児童扶養手当請求書兼特別児童扶養手当
受給者死亡届(特別児童扶養手当)
- 未支給額請求書((特定)心身障害(等)児童特別手当)

【故人が受給者の場合】

☐ 支給対象児童名義の振込先口座がわかるもの

配偶者の方などの

- ☐ 振込先口座がわかるもの ☐ 戸籍謄本
☐ マイナンバーがわかるもの ☐ 本人確認書類

など ご家庭の状況により必要なものが異なります。

受付窓口

- 子育て支援課(1階)
TEL 0774-64-1376

期限

- ▶ 速やかに

小中学校に通うこどもがいる

小中学校に通うこどもがいる場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 保護者及び児童・生徒変更
の手続き
- 就学援助申請

受付窓口

- 各校にお問い合わせください。
学校教育課(3階⑭窓口)
TEL 0774-64-1392

期限

- ▶ 速やかに

上下水道使用者が変更になる

上下水道使用者が変更になる場合、次の手続きをしてください。

※集合住宅によっては、閉栓手続きが不要なところがあります。3階建て以上の集合住宅(公営住宅を除く)など、受水槽が設置されている集合住宅は閉栓手続きが不要です。

手続き・持ち物

- 水道使用者変更届または
水道使用中止届
- 今後の水道料金の支払い
に関する手続き

受付窓口

- 上下水道部経営管理室
(上下水道部事務所1階)
TEL 0774-62-0414

期限

- ▶ 速やかに

相続に関するお悩みは にしうら司法書士へ お任せください

相続・遺言・家や土地など、法律は「暮らし」に密接に関わっています。

当事務所はお客様と話し合い、ときには教えてもらいながら、地域の皆様に寄り添う

「暮らしの法律家」を目指しています。相続について困ったときはもちろん、

ちょっとした相談事でも気軽に事務所へお越しください。



にしうら司法書士事務所の強み

① 相続に関しての総合窓口

弁護士・税理士など他士業と提携しているため、**ご相談に応じて各種専門家のご紹介が可能です。**お客様自身で各士業事務所を探し、何度も同じことを話すお手間がかかりません。

② お客様に寄り添った相談体制

- ・直接ご自宅にお伺いする出張相談、オンライン相談にも対応。
- ・事前のご予約で土日祝、営業時間外の相談対応もいたします。
- ・ご相談はいつでも何度でも無料です！



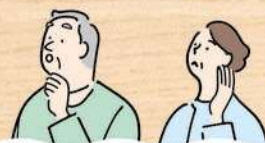
ぜひ一度ご確認ください！

**令和6年4月より、
不動産の相続登記が
義務化されました**

**義務に違反した場合、10万円以下の過料が
科される場合もあります。**

「具体的に何をしたらいいの?」、「相続関係が複雑で困っている…」というお悩みをよく伺います。

煩雑で難しい不動産相続のお手続きは、
専門家にお任せください。



相続

遺言

成年後見

登記

なんでもお気軽にご相談ください

にしうら 司法書士事務所
行政書士事務所

代表 西浦 健二(司法書士・行政書士)

075-981-8828

〒614-8095

京都府八幡市八幡沓田5番地7

八幡市役所前

駐車場有

営業時間 平日9:00~18:00

定休日 土・日・祝

※土・日・祝も事前予約でご対応可能です

ホームページは
こちらから



市営住宅に入居している

- ・故人が単身世帯であった場合、住宅明渡しの手続きをしてください。
 - ・故人が2人以上の世帯の世帯主であった場合、同居家族の方が入居承継承認申請をしてください。
 - ・故人が同居家族であった場合、世帯主の方が同居者異動届を提出してください。
- ※詳細につきましては、お問い合わせください。

手続き・持ち物

- 市営住宅明渡しの手続き
- 市営住宅入居承継承認申請
- 市営住宅同居者異動届

受付窓口

- 開発指導課(3階⑥番窓口)
TEL 0774-64-1341

期限

- ▶市営住宅明渡しの手続き
明渡しの日から10日前まで
- ▶市営住宅入居承継承認申請
その事由が発生した日から30日以内
- ▶市営住宅同居者異動届
その事由が発生した日から30日以内

市営大住霊園の使用者である

故人が市営大住霊園の使用者であった場合、使用者承継の手続きをしてください。
なお、提出書類について様式をお渡しの上、説明をさせていただくため、事前にご来庁いただく必要があります。

手続き・持ち物

- 墓地の承継の申請
- ☐墳墓地使用権承継申請書 ☐承継者の印鑑(実印)
- ☐前使用者の墳墓地使用許可証 ☐承継者の戸籍謄本
- ☐承継者の住民票 ☐承継使用確認書
- ☐承継者の印鑑登録証明書 ☐相関図
- ☐承継使用同意書(必要な場合)
- ☐同意者の印鑑登録証明書(必要な場合)

受付窓口

- 環境課(3階⑩番窓口)
TEL 0774-64-1366

期限

- ▶速やかに

犬を飼っている

故人が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。
なお、新しい飼い主が京田辺市以外にお住まいである場合は、お住まいの市区町村窓口にて手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 所有者の変更届
- ☐犬の鑑札

受付窓口

- 環境課(3階⑩番窓口)
TEL 0774-64-1366

期限

- ▶犬の飼い主が変わってから
30日以内

御先祖様と語らうひととき 祈る心をかたちに

お仏壇・仏事のことなら 何でもおまかせください

現代仏壇から伝統的の最高級仏壇まで、常時二五〇基以上展示しております。
仏壇・仏具のことなら山田仏具店にお気軽にお尋ねください。

お位牌

様々なお位牌を
取り揃えております。



モダン仏壇

置く場所を選ばないコンパクトな
ものなど、住空間に合わせて
お選びいただけます。



ご予算に応じて承ります

京仏壇・京仏具／製作販売 寺院仏具

山田仏具店



仏壇 数珠 ローソク 位牌 線香 仏具全般取扱

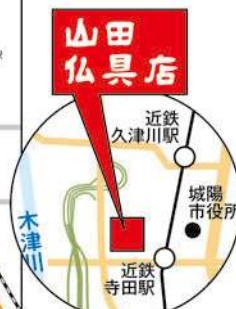
TEL.0774-52-1585

〈本店〉京都府城陽市寺田樋尻106-5(R24号線寺田交差点角)

営業時間 AM9:00~PM6:00 定休日 水曜日

駐車場
20台

山田
仏具店



森林を所有している

故人が森林を所有していた場合、新しい所有者(相続人)を届け出てください。

手続き・持ち物

- 森林法第10条の7の2
第1項の規定による届出
- ☐ 森林の土地の所有者届出書
- ☐ 登記事項証明書の写し等
- ☐ 公図の写し等

受付窓口

- 農政課(3階⑨番窓口)
- TEL 0774-64-1362

期限

- ▶ 亡くなった日から90日以内

農地の権利(所有権、賃貸借権等)を有している

故人が農地の権利(所有権、賃貸借権等)を有していた場合、新たに権利を相続された方は届出をしてください。

※詳細につきましては、お問い合わせください。

手続き・持ち物

- 農地法第3条の3の規定による届出
- ☐ 農地法第3条の3の規定による届出書
- ☐ 連絡書

受付窓口

- 農業委員会事務局
(3階⑦番窓口)
- TEL 0774-64-1368

期限

- ▶ 権利の取得を知った日から概ね10か月以内

火葬料の補助を受ける

故人が京田辺市民であった場合で、火葬許可申請者が負担された火葬料と、火葬が行われた火葬場の設置されている市区町村の住民が負担する火葬料に差がある場合、その一部を補助します。

手続き・持ち物

- 火葬料の補助金申請
- ☐ 火葬料補助金交付申請書
- ☐ 火葬許可証の写し
- ☐ 火葬場が発行する火葬料の領収書の写し
- ☐ 振込先口座がわかる通帳等の写し

受付窓口

- 環境課(3階⑩番窓口)
- TEL 0774-64-1366
- オンライン申請



期限

- ▶ 火葬が許可された日から6か月以内

あなたのお悩み、まずはお聞かせください

枚方の法律事務所

あまのがわ法律事務所

Amanogawa Law Office



当事務所は依頼主様と「じっくり一緒に考える」をモットーに、
あなたにとって最適な解決をサポートいたします

女性弁護士がじっくりとお話をお伺いいたします



かみなが ゆうき
弁護士 神永 夕貴



相続



「他の相続人との協議や調停を代理してほしい」
「遺留分の支払いを拒否された」
「兄弟が親の預金を使い込んでいる」
「他の相続人から相続放棄するよう促されている」など

相続に際し出てくるさまざまなお悩み・問題は当事務所にお任せください。
依頼主様のニーズに合わせ、**解決までのアプローチ方法を変え、ご家族・ご親族との関係が悪くならないよう最大限配慮しながら**ご納得いくまで真摯に対応いたします。
遺言書の作成もサポートいたしますので、生前対策としてもご利用ください。

その他、相続以外のご相談も承ります。お気軽にご相談ください。



債務整理



依頼主様の人生の再出発をサポートいたします。

破産

個人再生

任意整理



離婚



依頼主様の状況を考慮しながら解決策をご提案いたします。

不貞

慰謝料

養育費

DV

事務所相談初回30分無料

出張相談も対応可能な場合があります。
まずはお問い合わせください。



あまのがわ法律事務所
Amanogawa Law Office

お問い合わせはこちらから

☎072-845-5671

営業時間／10:00～17:00 定休日／土・日・祝

〒573-0027
大阪府枚方市大垣内町2丁目8番8号
マイティビル5階C号室

アクセス 京阪本線「枚方市駅」徒歩5分

あまのがわ
法律事務所
HPIはこちら

coconala
法律相談ページも
ご覧ください！



あまのがわ法律事務所

検索

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

委任状

(あて先)京田辺市長

京都府後期高齢者医療広域連合長

令和 年 月 日

【委任者】

【住所】	
【氏名】	印
【生年月日】	(大・昭・平 年 月 日)
【電話番号】	() -

私は、次の者を代理人として、下記の権限を委任します。

【代理人(窓口に来られる方)】

【住所】	
【氏名】	

【委任事項】

(故人)	の死亡に伴う下記の事項に関する権限
☐	住民異動届(世帯主の変更等)の手続き
☐	住民票の写し等の交付申請および受領の手続き
☐	戸籍証明書の交付申請および受領の手続き
☐	国民健康保険・後期高齢者医療、葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の申請等の手続き
☐	市税関連の証明書の交付申請および受領の手続き
☐	[]の手続き
※委任する項目の□に✓してください。	

※委任者がすべて自筆し押印してください。

※代理人の本人確認書類【運転免許証や(顔写真付)マイナンバーカードなど】をご持参ください。